

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

うるま市長 中村正人

市町村名 (市町村コード)	うるま市 ( 472131 )
地域名 (地域内農業集落名)	下原地区 ( 前原、豊原、塩屋、川田、高江洲、宮里、江洲 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5年10月18日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

### 1 地域における農業の将来の在り方

#### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・本地区は、さとうきび、野菜、果樹、花卉、繁殖牛等の多種多様な農業が行われている。
- ・近年は都市化により農地面積が減少しているが、高収益作物としてマンゴー栽培が増加傾向にある。
- ・農業用水の確保が困難であり、対策が必要であると考えられる。
- ・担い手や労働力の確保が困難であり、農福連携も検討が必要である。
- ・畜産農家と耕種農家で定期的な情報交換会を行い家畜の糞尿処理など互いの課題解決に協力が必要である。
- ・都市化が進んでいるためか農地の貸し渋りがあり、農業者の規模拡大の妨げとなっている。

#### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・一つの作物を栽培するのではなく、多品目栽培に取り組む。
- ・生産だけでなく、加工・販売も一貫して手掛けて所得増を目指す。
- ・農産物をブランド化することで付加価値を高めていく。
- ・就農希望者への助言や後継者育成を推進する。
- ・耕作放棄地等については、再生事業や中間管理機構を活用する。
- ・牛ふんを堆肥化して、地区内の耕種農家が使用する「耕畜連携」の取り組みを進める。

### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

#### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.75 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62.75 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

#### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地のうち基盤整備済みの区域を中心として、その周辺を含む農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を通じて、農業を担う者へ集約化を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方針 農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業の活用を基本とする。
(3)基盤整備事業への取組方針 農用地の効率的な利用に不可欠なかんがい施設の整備について、地域農業者でも対応策を提案していきたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 下原地区で営農している担い手を中心に育成し、地区外からの参加者についても確保・育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 現在は未定である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑨耕種農家と畜産農家の「耕畜連携」について、下原地区内で独自の連携体制が作れないか検討している。  
(例えば、牛舎 → 共同堆肥舎 → 1次発酵 → 畑へ運搬 → 散布 など)